

第94号議案

長岡京市手数料条例及び長岡京市戸籍に関する手数料 条例の一部改正について

長岡京市手数料条例（平成12年長岡京市条例第3号）及び長岡京市戸籍に関する手数料条例（平成12年長岡京市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

市民の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを目的として、実施している多機能端末機で発行する各種証明書等の発行手数料の減額期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市手数料条例及び長岡京市戸籍に関する手数料条例の一部を改正する条例
(長岡京市手数料条例の一部改正)

第1条 長岡京市手数料条例(平成12年長岡京市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>(多機能端末機による各証明書等の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される次の各号に掲げる種類の証明書等の交付に係る手数料の金額は、第2条各号の規定にかかわらず、<u>当分の間は</u>、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>(多機能端末機による各証明書等の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される次の各号に掲げる種類の証明書等の交付に係る手数料の金額は、第2条各号の規定にかかわらず、<u>令和4年12月1日から令和6年3月31日までの間は</u>、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>

(長岡京市戸籍に関する手数料条例の一部改正)

第2条 長岡京市戸籍に関する手数料条例(平成12年長岡京市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>(第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>(第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平</p>

改正後	改正前
<p>成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額は、同号の規定にかかわらず、<u>当分の間は</u>、1通につき350円とする。</p>	<p>成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カードを利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額は、同号の規定にかかわらず、<u>令和4年12月1日から令和6年3月31日までの間は</u>、1通につき350円とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。